

第14回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

と き 令和3年7月28日(水)午後16時00分

ところ 小浜市役所 3階302会議室

出席委員

| | | |
|----------|---------|---------|
| | 2番 松井和幸 | 3番 東清俊 |
| | 5番 松尾志信 | 6番 早俊夫 |
| 7番 福永吉孝 | 8番 河嶋幸男 | 9番 岡田昌樹 |
| 10番 西田尚夫 | | |

欠席委員

| | | |
|---------|---------|--|
| 1番 赤尾裕子 | 4番 和田千代 | |
| | | |

遅刻委員

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

出席事務局 田中事務局長、北村GL、奥村、田中

令和3年7月28日（水）午後16時00分小浜市役所 3階 302会議室において、第14回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第7号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第14回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

【事務局長】

<事務局長より7月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として2番 松井委員、3番 東委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、7番 福永委員、8番 河嶋委員でした。

それでは、『議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、1番案件につきましては、違反転用案件であることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<議案読み上げ、説明する>

【議長】続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【7番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】ここで、1番案件につきましては、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室を求めます。

<申請人が入室する>

【議長】本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今回の案件につきまして申請地が違反転用に至った経緯の説明をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【行政書士】よろしく願いいたします。今回の申請地につきましては、住宅地図を見ていただければ分かるかと思いますが、〇〇の入り口にあたります。本来であれば今の状態になる前の状態というのは小屋が建っておりまして、小屋にツタが這っているような見苦しい状態で、周りの人も何とかせなあかんということで以前から思っていたところ、〇〇さんの方から買ってくれないか、というお話があったということです。それで前からそういう状態であったものですから、建物を壊してきれいにして、〇〇さんとしては農地という感覚がまるでなかったということです。所有権も移転してほしいということで、私どもの方に依頼があつて、登記簿を確認して農地ということがわかり、申請させていただいた次第です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さん何かこの件にかんしまして、ご質問等ございませんか。

(質疑)

【議長】それではないようですので、このあと審議をさせていただきますので、申請人は退室をお願いいたします。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

【申請人】補足ですけれども、この地域は昭和40年に〇〇トンネルが出来まして、その時から駐車場とかにあの近辺は変わったというように聞いております。もう50年前になりますので、私も記憶がないんですが。

<申請人は退室する>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『報告第6号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】はい、ありがとうございます。これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【5番委員】5条案件の〇〇さん、昭和40年のこのトンネルができたあと、こういう風になってきたということは、今の話と類似事項がいっぱいあるのではないかなと思ったものですから。おそらくこういう案件がいっぱい出てくるかもしれませんねと。

【議長】何か他にございませんか。まあ、ちょっと私から先ほども挨拶の方で申し上げさせていただいたんですけど、非農地判断ということは今後もっとやっていかないといけないのかなというように思います。というのはやはり農業委員さんが現場に行って、そこで確認をしていただいて、そこで判断をしていただくということになっております。平成27年か28年ぐらいに1回やったのかなというぐらいで、そのあとはあまりそのことについてうちの農業委員会もあんまりやってこなかったんですけど、例えば、一番大きいのは〇〇とか〇〇を中間管理機構に入れたときはかなりやってあるんです。何

故それを行ったかという、分母が大きいのでそれを小さくするために、集積がそのことによって足を引っ張られて集積率が悪くなる、ということになります。本当に今どこの現場もそうだと思うんですけど、水がないところが、水がないためにそこが作れないし、作る人も多分いないということが出てきていますので、今回パトロールに合わせて元に戻すと。山やったら山に戻すという判断をしてほしいです。そういう形で農業委員会でそれを議決しまして、非農地判断をしますとそれを皆さんに、農業委員会でこれは農地ではないですよというのを通知をします。通知をもらった人は自分で法務局で雑種地か何かに変えてもらうというようなことをしてもらいます。まあ以前やった分で半分ぐらい届出をしてない方もかなり、そのままになっているのかなというのもあるんですけど、その時点では農業委員会の方からはもう田から他に変えてありますので、農地ではなくなっているという風に思います。何かそういう事例がないかな。

【9番委員】 そのことについて、そうすると今7月の末ですけど、8月の終わりにその非農地の判断と現地パトロールを。

【事務局】 そうですね。また推進委員会で説明させてもらいますけど、今回は遊休農地パトロールの内容を簡単に説明させてもらいまして、今回は新たにタブレットを利用した調査を考えてまして今回説明で実際やってもらうのは9月中旬にやってもらおうと思っております。今日は簡単に説明させてもらってもう1回詳細な説明を8月末の推進委員会でさせてもらって、それから実施していただきます。従来ですと草を刈ってちょっと基盤整備すれば復活するA分類と耕作不可能な非農地判断するB分類でまたそれも推進委員会の中で説明しますが、国の方ではB判定したものについては出来るだけ早く非農地判断をなさいと、そして農地から外していきなさいというようなことは言われています。その対応をしていく必要があります、そのことも含めて簡単に説明させていただいて、あとは農業委員会でどうするかきちんと決めさせてもらってパトロールに行くような形で進めたいと考えております。

【9番委員】 なんてかという、いわゆる非農地の判断するのは、なかなか難しいところがあるので、もう1回説明をしていただけるという理解でよろしいか。一見、非農地であっても実際は何もしなかったからそうなったというものもあると思います、大半は。一時の政策で植林をしたりですとか。明らかに耕作は出来ないというのが分からないと、農地から落とすということは、基準がないと判断できないと思います。

【議長】 木が生えているところも20年ほど、経っておれば非農地判断で外す。木の切り株を見て20年経っていればとか、そんな基準がありますね。

【事務局】 もちろん文書で書いたものはございます。ただ、今農業委員会でB

分類にしているのはどの人がみても山林原野化している、木が立っているようなものをBにしていますね。まだ、荒れているぐらいではAになってまして、どうみても山林原野化しているというものだけをBにはしています。

【9番委員】具体的にいうと、土地改良の対象になっている農地を、20年ぐらい何もしてない、木が生えているというようなものも非農地にしてしまっているのかというのが、具体的に疑問に思う。

【議長】ちょっとこれを読ませていただきます。これは農林水産省から福井県の担当部署に出てる通知の写しなんですけど、非農地判断の徹底についてということで出ている。その判断につづく内容は土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であること、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることというのが入っています。

【5番委員】今、議長のお話があったものを考えるとB分類イコール非農地判定の土地ということになる。

【事務局長】ちょっと補足させてもらいます。今回、非農地判断とかの現地調査なんですけど、国からちょっと細かいことを言ってきていまして、変わってきているんです。それで今まで4つの判断ということでその内の2つの判定で小浜市の農業委員会はしていたんですけど、それが5つの分類ということで、今までA判定についても草刈等で解消できるものとそうではないものに分けるとかですね、細かくなってきています。それと全部見ろというような通達もきています。市の方で小浜市の農業委員会としてはどのようなやり方をするのかというのを案を作りまして次の農業委員会のとかけさせていただきたいなと思っております。そのときにマニュアルみたいなものを提案したいと思っています。その目的は、委員さんによっては同じ土地を見たときに違う判断になるとまずいと思いますので、ある程度、同一するようなマニュアルを作って提案をさせていただきたいと思っていますので、次の農業委員会でそれを審議いただくような形でお願いしてよろしいでしょうか。今回は次の全体会の中で推進委員さんにも見ていただかんとあかんの、そういう風な説明をさせていただこうと思っていたんですけど、そういう風な形で進ませていただきたいと思います。

【議長】他にございませんか。ないようでしたら来月の日程の報告をお願いいたします。

【事務局長】

<事務局長来月の日程連絡>

【議長】はい、ありがとうございます。他にないようでしたら以上をもちまして、第14回農業委員会を終了させていただきます。